

平成30年9月
定例教育委員会会議

会議録

平成30年9月3日開催

会 議 録

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------|---|--|--------------|-------------|---------------|---------------|---------------|--------------|---------------|--|---------------|--|---------------|--|----------------|--|--------------|--|---------------|--|---------------|--|
| 開催日時 | 平成30年9月3日（月） | 午後3時40分 開会 午後5時14分 閉会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 場 所 | 旭川市教育委員会 会議室 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 出席者 | 教育長及び委員 | 教育長 赤岡 昌弘, <small>教育長職務代理者</small> 滝山 義之, 委員 杉山 信治 委員 近藤 美保, 委員 本田 哲嗣 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 事務局 説明員 | <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">学校教育部長 野崎 幸宏</td> <td style="width: 50%;">社会教育部長 大鷹 明</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長 山川 俊巳</td> <td>社会教育部次長 酒井 睦元</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長 林上 敦裕</td> <td>社会教育課長 樽井 里美</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長 岩崎 昌美</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長 石原 伸広</td> <td></td> </tr> <tr> <td>適正配置担当課長 原 伸之</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教職員担当課長 佐々木 康成</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育指導課長 佐藤 潤一</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育政策課主幹 水野 泰子</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育指導課主査 忠海 盛弘</td> <td></td> </tr> </table> | 学校教育部長 野崎 幸宏 | 社会教育部長 大鷹 明 | 学校教育部次長 山川 俊巳 | 社会教育部次長 酒井 睦元 | 学校教育部次長 林上 敦裕 | 社会教育課長 樽井 里美 | 学校教育部次長 岩崎 昌美 | | 学校教育部次長 石原 伸広 | | 適正配置担当課長 原 伸之 | | 教職員担当課長 佐々木 康成 | | 教育指導課長 佐藤 潤一 | | 教育政策課主幹 水野 泰子 | | 教育指導課主査 忠海 盛弘 | |
| | 学校教育部長 野崎 幸宏 | 社会教育部長 大鷹 明 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校教育部次長 山川 俊巳 | 社会教育部次長 酒井 睦元 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校教育部次長 林上 敦裕 | 社会教育課長 樽井 里美 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校教育部次長 岩崎 昌美 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校教育部次長 石原 伸広 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 適正配置担当課長 原 伸之 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 教職員担当課長 佐々木 康成 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 教育指導課長 佐藤 潤一 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 教育政策課主幹 水野 泰子 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 教育指導課主査 忠海 盛弘 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事務局 事務職員 | 教育政策課主査 中村 星子 教育政策課 星 由里夏 同 高野 由布紀 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 傍 聴 者 | 0人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 公開・非公開の別 | 一部非公開 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 会 議 次 第 | <ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 会議録署名委員 3 前回会議録 4 審議事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 議案第1号 旭川市小、中学校通学区域設定規則の一部を改正する規則の制定について ・ 議案第2号 平成31年度から使用する旭川市立中学校用「特別の教科 道徳」の教科用図書の採択理由の公表について ・ 議案第3号 平成31年度に使用する旭川市立小学校用教科用図書の採択理由の公表について ・ 議案第4号 平成30年度旭川市文化賞受賞者について ・ 報告第1号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について ・ 報告第2号 旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について 5 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 旭川市学校教育基本計画の策定について (2) 平成30年度「生活・学習Actサミット」の開催結果について (3) PEN食器の一般規格及び個別規格試験の結果について (4) 旭川市いじめ防止基本方針素案（案）について (5) 旧旭川市立旭川第1中学校校舎等の跡利用について | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

- 6 その他
- 7 閉会

| 審 議 内 容 | | |
|-----------|--|--|
| 発 言 者 | 発 言 要 旨 | |
| 教 育 長 | <p>《 開 会 》</p> <p>ただいまから、平成30年9月定例教育委員会会議を開会いたします。</p> <p>《会議録署名委員》</p> | |
| 教 育 長 | <p>本日の会議録署名委員は、杉山委員、近藤委員を指名します。</p> <p>《 前回会議録 》</p> | |
| 教 育 長 | <p>会議録ですが、平成30年5月定例教育委員会会議（平成30年5月21日開催）及び平成30年6月定例教育委員会会議（平成30年6月6日開催）の会議録については、既にお手元に配付されておりますが、これらの内容について、御意見はありますか。</p> | |
| 各 教 委 員 長 | <p>ありません。</p> <p>御意見がありませんので、平成30年5月定例教育委員会会議及び平成30年6月定例教育委員会会議の会議録については、承認することで御異議ありませんか。</p> | |
| 各 教 委 員 長 | <p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、平成30年5月定例教育委員会会議及び平成30年6月定例教育委員会会議の会議録については、承認することといたします。</p> | |
| 各 教 委 員 長 | <p>なお、平成30年7月定例教育委員会会議（平成30年7月20日開催）及び平成30年8月定例教育委員会会議（平成30年8月9日開催）の会議録については、現在調製中でございますので、調製後、承認するというところでよろしいですか。</p> | |
| 各 教 委 員 長 | <p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、平成30年7月定例教育委員会会議及び平成30年8月定例教育委員会会議の会議録については、調製後、承認することといたします。</p> | |
| 教 育 長 | <p>《 審 議 事 項 》</p> <p>それでは、審議事項に入ります。</p> <p>議案第2号「平成31年度から使用する旭川市立中学校用「特別の教科 道徳」の教科用図書の採択理由の公表について」、議案第3号「平成31年度に使用する旭川市立小学校用教科用図書の採択理由の公表について」、議案第4号「平成30年度旭川市文化賞受賞者について」、報告第2号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」、報告事項（4）「旭川市いじめ防止基本方針素案（案）について」及び報告事項（5）「旧旭川市立旭川第1中学校校舎等の跡利用について」ですが、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により秘密会といたしたいと思っておりますが、いかがですか。</p> | |
| 各 教 委 員 長 | <p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第2号「平成31年度から使用する旭川市立中学校用「特別の教科 道徳」の教科用図書の採択理由の公表について」、</p> | |

| | |
|-----------|---|
| 適正配置担当課長 | <p>議案第3号「平成31年度に使用する旭川市立小学校用教科用図書採択理由の公表について」、議案第4号「平成30年度旭川市文化賞受賞者について」、報告第2号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」、報告事項（4）「旭川市いじめ防止基本方針素案（案）について」及び報告事項（5）「旧旭川市立旭川第1中学校校舎等の跡利用について」は、秘密会とし、他の議案等の後に審議することといたします。</p> <p>議案第1号「旭川市小、中学校通学区域設定規則の一部を改正する規則の制定について」、説明願います。</p> |
| 教 育 長 | <p>本件は、平成30年第2回定例市議会において可決され、平成30年11月19日に施行が予定されている町名変更及び住居表示の実施に伴い、旭川小学校及び旭川中学校の通学区域の表記を変更しようとするものであります。</p> <p>今回、変更となるのは、東旭川地区のうち、これまで「東旭川町日ノ出」とされていた区域の一部で、区画ごとに「工業団地1条3丁目」、「工業団地2条3丁目」、「工業団地3条3丁目」と表記されるようになることから、通学区域設定規則の別表1の「31 旭川小学校」及び別表2の「12 旭川中学校」の通学区域の記載もこれに倣って変更しようとするものです。</p> <p>なお、施行日は、町名変更等の実施に合わせて、平成30年11月19日を予定しております。</p> |
| 各 委 員 長 | <p>議案第1号「旭川市小、中学校通学区域設定規則の一部を改正する規則の制定について」、御意見、御質問等がありますか。</p> |
| 各 委 員 長 | <p>ありません。</p> |
| 各 委 員 長 | <p>それでは、議案第1号「旭川市小、中学校通学区域設定規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p> |
| 各 委 員 長 | <p>異議ありません。</p> |
| 各 委 員 長 | <p>「異議なし。」と認め、議案第1号「旭川市小、中学校通学区域設定規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり決定します。</p> |
| 林上学校教育部次長 | <p>次に、報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告願います。</p> |
| 教 育 長 | <p>平成30年8月1日付けから平成30年8月17日付けまでの旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動につきまして、緊急に処理する必要がありましたので、教育長が臨時に代理したものです。</p> |
| 各 委 員 長 | <p>人事異動の内容につきましては、報告第1号別紙のとおりです。</p> |
| 各 委 員 長 | <p>報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、御意見、御質問等がありますか。</p> |
| 各 委 員 長 | <p>ありません。</p> |
| 各 委 員 長 | <p>それでは、報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」は、報告のとおり了承することで御異議ありませんか。</p> |
| 教 育 長 | <p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」は、報告のとおり了承します。</p> |
| 教 育 長 | <p>《 報 告 事 項 》</p> |
| 水野教育政策課主幹 | <p>それでは、報告事項に入ります。</p> |
| 水野教育政策課主幹 | <p>報告事項（1）「旭川市学校教育基本計画の策定について」、報告願います。</p> |
| 水野教育政策課主幹 | <p>旭川市学校教育基本計画の策定につきましては、当初予定と比べ作業が遅れておりますが、現在、8月の教育委員会会議で速報として御報告した市民アンケートの結果分析、また、教育長からお話のありました現計画の総括について、部内で作業を進めているところです。</p> |

本日は、前回お願いしておりましたとおり、前回の配付資料について、御意見をいただきたいと考えております。

資料1を御覧ください。

1ページは、構成案となっております。また、2ページから6ページまでのように、文字量や文字の大きさなどのイメージを考えております。

4ページについては、後ほど資料2で御説明しますので、5ページを御覧ください。各基本目標ごとの各基本施策についてのイメージとして、上段は社会背景など、中段は施策の考え方、下段は主な取組とその概要、それに関わる資料ページを、各取組ごとに示しております。

具体的取組につきましては、6ページを御覧ください。主な取組ごとに、上段のように、年次計画を併せて記載するほか、事業等の性格上、数値化することが難しかったり、なじまない、そぐわないと考えられる事業については、中段や下段のように、方向性を中心とした記述にとどめる必要があるものと考えております。

現計画では、計画当初にこれらのことも含めて記載しておりましたが、新計画では、資料編として記載することとして、毎年度、予算も含め、進捗状況や成果・課題などを踏まえて見直しをすることで、より実態に即した計画としたいと考えているところです。

資料1については、基本計画の構成とレイアウトイメージについて御意見をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、A3版の資料2「計画の体系（たたき台）」を御覧ください。

まず左側は、現計画の体系と施策事業で、今回、基本計画を策定するに当たって、法令や学習指導要領上で求められている度合いと施策の充実度合いの観点から、現計画の施策事業を評価して、事業内容の最初に、上段中央の囲みにありますとおり、記号を付けて示しております。

現計画の取組については、この評価のとおり、学習指導要領の改訂による取組度合いの濃淡や具体の事業に若干の変化はございますが、新計画に移行させ、資料では現計画の施策事業から新計画の施策事業に矢印を結び示しております。

矢印とつながっている右半分の中央側は、新計画の施策事業として考えているものです。それらの右側の、主な取組、基本施策、基本目標、また、上段の基本理念や目指す子ども像は、現段階で整理しているものです。

なお、この資料は、施策事業のつながりを表すために、便宜上、左右対称としており、最終的には、資料1の4ページにありますように、新計画でも現計画のような構成に整理したいと考えております。

また、現計画の成果目標の内容が評価しにくく、基本目標の説明的な内容となっていることから、新計画では成果目標に替えて、基本目標に説明として付して整理しております。

前回の基本計画の見直しから5年が経過しておりまして、この5年間で、例えば、子どもの貧困対策や安全確保などの新しい時代の要請や学習指導要領の改訂等があり、新しい取組が必要となっているものもあります。

新計画で掲載したいと考えている新しい主な取組としては、4点ございまして、新掲と標記していますが、1点目は上から六つ目の主な取組「新しい時代に対応した教育の推進」、2点目は更に三つ下がったところの「危機管理体制の整備」、3点目は下から四つ目の「学校の組織力向上」、4点目は更にその下の「ふるさとキャリア教育の充実」です。

今回お示ししているものにつきましては現段階での整理であり、施策事業の記載なども、まだ具体的に落とし込めていないものがあるなど、あくまでたたき台でありまして、本日は、目標、事業や取組、施策の組み方、また、抜けている項目はないかなど、大きな視点で御意見をいただければと考えております。

以上、2点について御意見をいただきますよう、よろしくお願いいたし

| | |
|-------------|--|
| 教 育 長 | ます。 |
| 滝 山 委 員 | 報告事項（１）「旭川市学校教育基本計画の策定について」、御意見、御質問等がありますか。 |
| 水野教育政策課主幹 | 新たな取組として危機管理体制の整備とありますが、この危機管理とは何の危機管理なのですか。災害ということですか。 |
| 教 育 長 | 災害なども含めて考えていかななくてはいけないということで、こちらに新たに掲載したいと考えているところです。 |
| 水野教育政策課主幹 | 災害だけではないですね。 災害だけではありません。学校で何か事案が発生したときのために連絡体制等のマニュアルなどを作っておりますので、そういったものの見直しですとか、情報セキュリティの関係のことも含めて、危機管理体制ということできちんと一つにまとめていくことが必要なのではないかと考えているところです。 |
| 学 校 教 育 部 長 | 給食の異物混入など、学校教育部の危機管理マニュアルには結構幅広に入っております。災害対応のことについても想定しています。 |
| 本 田 委 員 | 要はリスクとクライシス両方含めたマネジメントがここに書かれるということですね。 |
| 教 育 長 | コミュニティ・スクールの導入・推進について、地域学校協働本部については視野に入っていないのでしたか。 |
| 水野教育政策課主幹 | 最終的にはつながっていくと考えておりますので、学校教育基本計画の中で社会教育との連携が必要な部分については、社会教育部とも協議していきます。 |
| 教 育 長 | 社会教育との連携の部分がもう少し見えればそういうものも盛り込めるかもしれませんが、まだ具体的に決まっていないということですよ。 |
| 水野教育政策課主幹 | はい。社会教育との連携については、今後、社会教育部と相談します。 |
| 杉 山 委 員 | 以前に話が出ていた働き方改革の位置付けについては、教職員の資質・能力の向上に絡めてということでしたが、その部分の施策事業を見ても、研修の実施、服務規律の徹底、連携とあるだけで、教職員の働き方改革が消えてしまっているように見えます。 |
| 水野教育政策課主幹 | 教職員の働き方改革については、その下の主な取組の「学校の組織力向上」に掲載しています。資質・能力の向上とも密接なつながりはあるのですが、学校運営の充実という大きな枠組みの中で考えて、主な取組２の方に整理をさせていただきました。 |
| 杉 山 委 員 | 載っていることは載っているのですよね。 |
| 水野教育政策課主幹 | 掲載する場所や位置付けもこれから変わる可能性はあるのですが、少なくとも施策事業の中にそういったものが必要だと考えております。 |
| 教 育 長 | いろいろ考え方はあると思いますが、働き方改革は、組織力向上のためにやるのでしょうか。 |
| 杉 山 委 員 | この「学校の組織力向上」という取組は新掲になっていますけれども、これで何を期待しているのですか。 |
| 教 育 長 | 学校のマネジメント能力の向上ですよ。 |
| 水野教育政策課主幹 | はい。そういったものが必要だということで、より向上させるための研修会の開催や、その中には働き方改革なども含まれるという形で考えています。 |
| 教 育 長 | 経営力などのイメージです。 |
| 水野教育政策課主幹 | 子どもたちの周りの環境を整えるには、学校運営が充実している必要があるという考え方です。 |
| 教 育 長 | 働き方改革は、授業力や子どもに向き合う時間を作るということによく言われますが、いろいろなところに絡むと思います。取りあえずここに入れていますが、こうやって考えていくと難しいところです。 |
| 本 田 委 員 | 印象ですが、ここで言う教職員の資質・能力と服務規律とは別物のような感じがします。服務規律の徹底は、危機管理体制の整備の中に入るので |

| | |
|-------------------------|---|
| 杉山委員 本田委員 | <p>はないでしょうか。資質・能力は正に授業力や研修などの内容になるのかと思いますが、服務規律を学ぶのであれば良いのですけれども、その徹底となると危機管理，リスクマネジメントの方ではないかと思います。先ほどの働き方改革も同じですが，こういう細部を今一度確かめて提案をしていただいたときに勉強させてもらった方がよいのではないのでしょうか。今は雰囲気でものを言ってしまうので，裏付けが見えないと，幾らここで意見を言ってもお互い納得しないまま終わるのではないかと思います。</p> <p>「学校の組織力向上」の方に入ると言えば，そうも言えると思います。</p> <p>そうですね。しかし，上に危機管理とあると危機管理に入るのではないかと思えます。</p> |
| 教 育 長 近藤委員 教 育 長 | <p>再掲という方法もあるのでしょうか。</p> <p>何箇所にも入るものが結構あるかもしれませんね。</p> <p>ほかに抜けているものなどはあるのでしょうか。今いただいたお話を参考にさせていただきながら，もう一度考えてみたいと思います。一つの項目でも幾つかに関わっているものがありますので，例えばアレルギー対応やシックスクール対応も，「危機管理体制の整備」にも入るかもしれません。</p> |
| 本田委員 教 育 長 | <p>危機管理は領域が広いですね。</p> <p>危機管理全体に関わるところがあるので難しいです。皆様からいただいたお話も含めて，検討させていただきたいと思います。</p> |
| 水野教育政策課主幹 | <p>現段階の整理として，現在，左側の現計画の総括について部内で取り組んでいますので，そこを含めて新計画にしっかりとした形で反映できるようにしていきたいと思います。</p> |
| 教 育 長 水野教育政策課主幹 | <p>どういう観点で整理するかということですね。</p> <p>その部分も，この後検討してお示ししていきたいと思います。本日いただいた御意見を参考にさせていただきます。</p> |
| 教 育 長 各 委 員 教 育 長 | <p>他に御意見，御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは，報告事項（１）「旭川市学校教育基本計画の策定について」は，報告を受けたこととします。</p> |
| 教育指導課長 | <p>次に，報告事項（２）「平成３０年度「生活・学習Ａｃｔサミット」の開催結果について」，報告願います。</p> <p>本サミットは，旭川市中学校連盟生活部と教育委員会が共催し，関係団体等の協力の下，市内中学校の生徒会役員が一堂に会し，生徒がより良い生活や学習の在り方について，協力者である専門家等の意見などを参考にしながら相互に意見交流するものであり，今年度で３回目の開催となります。</p> <p>資料１にございますとおり，今年度は７月２７日（金），子ども総合相談センターを会場に開催いたしまして，当番校の忠和中学校の運営の下，「いじめの問題」をテーマに協議を実施したところです。参加者は，市内の中学校２５校から生徒会役員５６名，生徒会担当教諭２５名に加え，協力者として１２の関係団体等から１４名，計９５名で開催しました。協力者の方々については資料２に記載しておりますが，今年度は新たにＮＰＯ法人「学校の底力」の岩岡理事長にも参加いただいたところです。</p> <p>さらに，教育委員会からは，近藤委員，本田委員に御参加いただき，生徒たちに助言をいただきました。ありがとうございました。</p> <p>このサミットにおける協議の様子について御説明いたします。資料３を御覧ください。参加した生徒と協力者が１２のグループに分かれまして，アイスブレイクで緊張を解きほぐした後，二つのテーマで協議を行いました。協議１では，「いじめの問題」について考える際に大切にする視点や具体的な取組について，協議２では，児童生徒が主体となったいじめ防止に関わる効果的な取組について，事前に各学校で記入してきたシートを基に，協力者の皆様からアドバイスを受けながら，ワークショップ形式で協</p> |

議を行うとともに、各協議終了後には幾つかのグループによる協議結果の発表を行い、全体交流を行いました。

また、全ての協議終了後には、協力者の方々を代表し、横尾スクールカウンセラー、本田委員から講評をいただいたところです。

資料4として、今回のサミットの協議内容をまとめておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

これらの内容につきましては、現在、策定をしております「旭川市いじめ防止基本方針」に掲載するよう作業を進めておまして、子どもたちが主体となった取組を基本方針に掲載することにより、旭川市ならではの基本方針にしたいと考えているところです。

子どもたちが主体となって、自らの生活や学習について考え、行動するこの生活・学習Actサミットは、大変意義ある取組であると考えておりますことから、次年度以降につきましても継続してまいりたいと考えているところでございます。

教 育 長

報告事項(2)「平成30年度「生活・学習Actサミット」の開催結果について」、御意見、御質問等がありますか。

年々中身の濃いものになっていると思いますが、お二方は参加されてどうでしたか。

近 藤 委 員

所用のため途中で退席してしまったので、最後のまとめのところが聞けませんでした。

本 田 委 員

波及効果という面では、生徒会の役員は、それぞれの学校に戻ってこういった内容を広げていただく働きがあると思います。人ごとではなくて、自分のこととして考えられる機会になってくれたら有り難いと感じたところです。

教 育 長

他に御意見、御質問等がありますか。

各 委 員
教 育 長

ありません。

それでは、報告事項(2)「平成30年度「生活・学習Actサミット」の開催結果について」は、報告を受けたこととします。

次に、報告事項(3)「PEN食器の一般規格及び個別規格試験の結果について」、報告願います。

石原学校教育部次長

学校給食用食器として使用しておりますPEN食器につきまして、食品衛生法に基づく一般規格及び個別規格に係る試験を実施いたしましたので、その結果について報告いたします。

本市では、今年4月から新たにPEN食器の導入を開始しており、現在、小学校6校、中学校3校、合計9校で使用しているところですが、これまでの議会の質疑を踏まえ、児童生徒や保護者に安心していただけるよう、厚生労働省登録検査機関であります一般財団法人ボーケン品質評価機構大阪事業所化学分析センターに委託し、本年4月から6月まで3か月間使用した後のご飯椀、汁椀、大皿、小皿の4種類のPEN食器について試験を実施いたしました。

試験項目は、一般規格に関しては、材質試験、溶出試験の計4項目、個別規格については、溶出試験の5項目となっており、その結果につきましては、お手元の資料にもありますとおり、全ての試験項目において、規格基準に適合している数値である旨の品質試験報告書を受領したところであり、この結果につきましては、既に市のホームページで公表しております。今後、児童生徒の保護者をはじめとする関係者の方々に食器について説明する際には、PEN食器を安心して使用していただけるよう、この結果も含めて丁寧な説明に努めてまいりたいと考えております。

なお、本件につきましては、8月23日に市議会経済文教常任委員会で報告しておりますことを合わせて申し上げます。

教 育 長

報告事項(3)「PEN食器の一般規格及び個別規格試験の結果について」、御意見、御質問等がありますか。

| | |
|-------------------|--|
| 滝山委員 石原学校教育部次長 | 磁器食器や今まで使っていた食器などとの比較試験は必要ないのですか。 従来のメラミン食器につきましては、5年経った後の入替えの際、廃棄するものについてホルムアルデヒドの検査を行っております。磁器食器は特に検査しておりませんが、詳細につきましては後ほど御説明させていただきます。 |
| 滝山委員 | 結果を示すときに、前よりもこうだから安全という方が一番説得力があるので、これだけが安全といっても、他のものが安全かどうかという比較は必要ないのかと思いました。 |
| 教育長 石原学校教育部次長 | メラミン食器も、5年経っても安全ですよ。 個別規格を満たしているという検査結果が出ていますので、問題ありません。 |
| 教育長 | PEN食器を使い始めて3か月しか経っていないので、基準を超える数値は出ないのが当たり前と言えれば当たりの結果です。全て安全という確信の下に全ての種類の食器を使っています。PEN食器は新たに4月から導入したものですから、議会でもいろいろ御質疑をいただいて、今回こういう試験を行ったということです。 |
| 本田委員 学校教育部長 | 議会では、更に継続して調べるようにという意見はいただいたのですか。 そういった意見はありませんでした。まずは検査してみなさいということで、検査したところです。 |
| 教育長 | 今後も継続して調べなくてはいけないとは思いますが、どういふスパンで調べるかは検討していかなければいけません。 |
| 石原学校教育部次長 | 定量下限は分析値として定量することができる最小量ですから、これ以上は検出できないということですか。 |
| 石原学校教育部次長 | 今のところ、検出できないものが9項目のうち7項目で、検出できているものが下から4番目のヘプタンと3番目の20%エタノールです。例えばヘプタンについては、定量下限が1μg/mlなのですが、4μg、3μgということで、検出はされています。ですが、規格基準の10分の1から5分の1までの範囲ということで、規格に関しては全く問題なく、他の部分に関しては定量下限以下ということで、全く検出されていないという状況になっています。 |
| 教育長 | 他に御意見、御質問等がありますか。 |
| 各委員 | ありません。 |
| 教育長 | それでは、報告事項(3)「PEN食器の一般規格及び個別規格試験の結果について」は、報告を受けたこととします。 |
| 教育長 | 《その他》 |
| 教育長 | 他に、何かありますか。 |
| 各委員 | ありません。 |
| 事務局職員 | ありません。 |
| 教育長 | 《秘密会》 |
| 教育長 | ここからは、秘密会といたします。 |
| 岩崎学校教育部次長 | 議案第2号「平成31年度から使用する旭川市立中学校用「特別の教科道徳」の教科用図書の採択理由の公表について」ですが、議案第3号「平成31年度に使用する旭川市立小学校用教科用図書の採択理由の公表について」と関連する内容ですので、一括して説明願います。 |
| 岩崎学校教育部次長 | 平成30年8月の定例教育委員会会議では、旭川市立中学校で平成31年度から使用する「特別の教科道徳」の教科用図書が採択されたところです。 |
| 岩崎学校教育部次長 | 平成30年5月定例教育委員会会議において、採択結果及び採択理由等 |

については、採択終了後に市のホームページで公表することが決定されていたため、8月17日に採択結果を公表しております。

次に、採択理由を公表するに当たり、旭川市教科書調査委員会からの答申及び調査研究結果の報告、並びに教育委員会会議での審議経過を踏まえ、議案第2号別紙のとおり採択理由を整理いたしました。

あわせて、平成30年7月及び8月の定例教育委員会会議において採択された、平成31年度に使用する旭川市立小中学校用教科用図書のうち「特別の教科 道徳」以外の小学校用教科用図書につきましては、前回、平成26年度に現行の教科用図書を採択した際の採択理由を掲載した上で、今回、同一の教科用図書を採択した理由を記載しております。

教 育 長

議案第2号「平成31年度から使用する旭川市立中学校用「特別の教科 道徳」の教科用図書の採択理由の公表について」及び議案第3号「平成31年度に使用する旭川市立小学校用教科用図書の採択理由の公表について」、御意見、御質問等がありますか。

本 田 委 員

前回に比べて観点が非常に多岐にわたって示されているので、なるほどという感想ですが、気になる言葉が2点あります。

まず、二つ目の丸の中で「学習を振り返ったり」とありますが、その学習の奥に到達度が関係あるのかと私は感じてしまいます。例えば「自らの学びを振り返ったり」など、自己評価の部分であったように思うので、学習の到達度を図っていると汲み取られないような言葉にしてはどうかというのが1点です。

それから、三つ目の丸の中に「授業ごとに学んだことを」とありますが、授業ごととなると、35時間全ての授業となるので、例えば「授業で学んだことを」としておくことで、ゆとりや含みを持たせる方が良いのではないかと思います。

教 育 長

ありがとうございます。その部分はどうですか。

岩崎学校教育部次長

御指摘をいただきました部分を変更します。

本 田 委 員

要するに自己評価ですよ。廣済堂あかつきもそうでしたが、日本文教出版の別冊のノートでは、自分の学びの評価をしているので、学習の評価をして価値項目が到達したのかどうかという評価は必要ないということになると、理由にそぐわないことになるのではないかと思います。個人的な危惧があります。「自らの学び」に変えれば自分の学習の振り返りをしているということで、それを防げるのではないかと感じたところです。学びにすると広がりますが、「自らの学び」であれば自分の学習の足跡ということで、別冊のノートの質問にも合うのではないかと思います。

それから、「授業ごと」となると35単位時間毎時間ということでは窮屈かと思うので、主意は分かりますけれども、「授業で」という表現で間に合うのではないかと思います。

教 育 長

日本文教出版の自己評価の部分は、自分で採点するという仕組みになっていたのでしょうか。

本 田 委 員

数値で丸を付けるようになっているのですが、何かの物差しでやっているという評価ではなかったように思います。要するに学習内容が身に付いたかという評価はそぐわないので、学び方の評価、学び方を学んでいると捉え、「自らの学び」という言葉でいかがですかということです。意見が分かれるということであれば、このままで結構です。

教 育 長

見解はどうですか。

山川学校教育部次長

「自らの学びを振り返ったり」の方がよいと思ってお話を聞いていたのですがけれども、それと併せて、「様々な価値感を」ではなく、「様々な価値感に触れ、多面的・多角的に考えることができる」とすると、本田委員がおっしゃったことが前提にあって、様々な価値感に触れながらいろいろな考え方を広げるということが、このノートで考えられるという文章になるのではないかと思います。

| | |
|-----------------------------|--|
| <p>本 田 委 員 山川学校教育部長</p> | <p>言葉尻の問題ですが、誤解を受けないようにした方がよいと思います。 はい、その通りだと思います。「様々な価値観に触れ、多面的・多角的に考えることができる」ということで整えさせていただき、「授業で」というのはそのとおりの御指摘だと思いますので、そのように修正させていただければと思います。</p> |
| <p>教 育 長</p> | <p>「自分の個性を生かし伸ばすことや家庭や地域社会との関わり」という部分が前回弱いと言われていて、それはどこの教科書にもあったと思いますが、「バランスよく系統的、発展的に設定されている」という部分が、日本文教出版の良かったというポイントになります。</p> |
| <p>本 田 委 員 山川学校教育部長</p> | <p>インターネットなどで他の都市の採択理由を読ませてもらいましたが、旭川市は詳しいと思いました。</p> |
| <p>教 育 長 各 教 育 長</p> | <p>御発言の中で、バランスの良さのお話もたくさんいただきましたし、バラエティに富んでいて、いろいろな考えを引き出しやすい内容が他の教科書よりも多くて、子どもにとっても非常に興味が湧くのではないかというお話もいただいています。言葉を多少、例えば「バラエティ」を「多様」という言葉にさせてもらったりはしているのですけれども、今回については、協議の内容をしっかりと反映した採択理由となるようにとの部長からの指示もございましたので、本日見ていただいたように整理いたしました。この内容でよろしければ理由としていきたいと思っています。</p> |
| <p>各 教 育 長</p> | <p>他に御意見、御質問等がありますか。 ありません。</p> |
| <p>各 教 育 長</p> | <p>それでは、確認します。議案第2号の採択理由についての修正案は、一つ目の丸はこのまま、二つ目の丸の3行目から4行目、「学習を振り返ったりする活動を通して、様々な価値観を」の部分「自らの学びを振り返ったりする活動を通して、様々な価値観に触れ、」とし、三つ目の丸の3行目、「授業ごとに」を「授業で」とします。また、議案第3号の採択理由については、変更しないということによろしいですか。</p> |
| <p>各 教 育 長</p> | <p>異議ありません。 それでは、議案第2号「平成31年度から使用する旭川市立中学校用「特別の教科 道徳」の教科用図書の採択理由の公表について」は、修正案のとおり、議案第3号「平成31年度に使用する旭川市立小学校用教科用図書の採択理由の公表について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p> |
| <p>各 教 育 長</p> | <p>異議ありません。 「異議なし。」と認め、議案第2号「平成31年度から使用する旭川市立中学校用「特別の教科 道徳」の教科用図書の採択理由の公表について」は、修正案のとおり、議案第3号「平成31年度に使用する旭川市立小学校用教科用図書の採択理由の公表について」は、原案どおり決定します。</p> |
| | <p>【以下、非公開】</p> |